平成30年2月定例会 総括審査会

矢吹貢一議員

委員	矢吹 貢一
所属会派(質問日現在)	自由民主党
定 例 会	平成30年2月
審査会開催日	3月16日(金曜日)



矢吹貢一委員

震災から丸7年が経過した。浜通りを初めとした震災、原発事故の被災地においては、これまでハード面での復興は着実に進捗し、復興公営住宅の完了に向けた見通しが立つなど、被災した県民の生活基盤の再建は進んでいるものと受けとめている。今後は、甚大な被害を受けた津波被災地域や原発事故の避難地域における新しいまちづくりとコミュニティーの再生、さらには、被災者の心のケアや生きがいづくり、風評の克服など、ソフト面での取り組みもしっかりと進める必要がある。

このような中、広域自治体である福島県の果たすべき役割は極めて大きいものと考える。すなわち、市町村の状況を国に伝えていく、必要な財源を初めとした支援策を手当てしていく、市町村間の調整を行い、連携を強化し、施策効果を高めていく都道府県本来の役割を果たしていくことが、被災地の復興・創生には求められている。

県においては、イノベーション・コースト構想を核にする新産業、雇用の創出、浜通り地域を支える新病院整備に対する支援など、産業、なりわい再生や生活関連サービスの復旧を着実に進めるほか、JR常磐線の早期復旧、小名浜道路などふくしま復興再生道路の整備、小名浜港の国際貨物ターミナル整備など将来の発展に大きな役割を果たすインフラ整備の推進に取り組んでおり、大変心強く感じている。

一方、福島第一原発の廃炉・汚染水問題、福島第二原発の廃炉の見通し、根強い風評など厳しい状況は今も続いている。 地震、津波及び原発事故という世界に類を見ない未曾有の複合災害に見舞われた浜通りの復興なくして福島の復興はあり 得ない。

そこで、浜通り地域の今後の復興の進め方について、知事の考えを聞く。

知事

浜通り地域においては、今なお、数多くの県民が避難を継続するなど、厳しい状況が続いているが、一方で復興の拠点となる施設や公共交通インフラの復旧、整備が進み、帰還困難区域においては特定復興再生拠点区域の整備が始まるなど、復興の光は着実に明るさを増している。地震、津波、そして原子力災害により甚大な被害を受けている浜通り地域については、被災者の生活再建支援や復興に向けたまちづくりの取り組みを強力に推進していくことが必要である。引き続き、既存産業の再生や福島イノベーション・コースト構想の具体化、福島新エネ社会構想の実現、本県復興のシンボルであるJヴィレッジの再生、ホープツーリズムの推進などにより浜通りの復興を進め、その効果を福島県全体の復興・創生につなげていく。

矢吹貢一委員

執行部と議会が車の両輪となって浜通りの復興をなし遂げるとの使命感を持ち、これからの復興の加速に向けてともに

頑張っていこうと思うので、よろしく願う。

さて、政府は昨年秋、2年ぶりに廃炉に向けた工程表、中長期ロードマップを改定し、汚染水対策など新たな安全対策が策定された。福島第一原発の廃炉に向けた今後の30~40年は、福島第一、第二原発における日々の作業が安全、確実に行われること、またそのことを広く県民に知ってもらうことが住民帰還につながり、浜通り地域のさまざまな施策を進める上において、さらには県民の全ての安心につながるものと考える。

そこで、県は福島第一、第二原発で行われている作業をどのように確認し、その内容をどのように県民に情報発信しているのか。

危機管理部長

福島第一、第二原発の作業については、毎日東京電力から報告を受けているほか、現地駐在職員の現場訪問による確認や廃炉安全監視協議会による随時の立入調査などにより、作業の進捗や安全確保の状況を専門的な視点から確認し、必要な意見を申し入れている。あわせてその内容はホームページや動画での配信に加え、県政広報テレビ番組や定期刊行誌などを活用し、県民の視点に立ったわかりやすい内容に整理して発信するなど、今後とも丁寧な情報発信に努めていく。

矢吹貢一委員

次に、復興公営住宅における地域とのコミュニティー形成についてである。

今年度末までに一部を除き大半の復興公営住宅の入居が可能となる見込みである。そのような中、入居者同士や入居者と地域住民とのコミュニティー形成を円滑に進める必要があり、特に、地域住民とのコミュニティー形成については、受け入れ自治体や地元町内会等の意向を踏まえるとともに、入居者と地域住民との対話を重ねるなど、時間をかけながら丁寧に進める必要がある。

県では生活拠点コミュニティ形成事業としてコミュニティ交流員を配置し、入居者に自治組織の立ち上げを通じて、地域の町内会等への加入を促すなど、地域のコミュニティー形成に取り組んでいくこととしている。

そこで、復興公営住宅の自治組織の地元町内会への加入状況を聞く。

避難地域復興局長

復興公営住宅の自治組織の地元町内会への加入状況については、入居を開始した68団地のうち、平成30年2月末時点で約18%に当たる12団地が加入している。

矢吹貢一委員

68団地で18%とのことであり、思ったより加入率が少ないと思うが、進んでいない要因は何か。

避難地域復興局長

団地自体の自治組織がなかなかできなかったこともあるが、合意を得ることがなかなか難しい状況、それから避難元の 自治会もあり、ダブって自治会に入ることによる金銭的な負担などもネックになっていると聞いている。

矢吹貢一委員

今後、復興公営住宅の自治組織の地元町内会への加入促進にどのように取り組んでいくのか。

避難地域復興局長

現在、各団地にコミュニティ交流員を配置し、団地での交流会に地元の方を招待したり、地元の祭りなどの行事に入居

者が参加するなどの相互交流や、団地の自治組織と地元町内会の役員同士が日常生活の課題等について話し合う場を設けるなどの支援を行っている。

今後ともこれらの取り組みを通じ、地域とのコミュニティー形成が促進されるよう努めていく。

矢吹貢一委員

今年度から入居が始まる住宅もある中で、現時点における本事業の終期が平成30年度までとされている。地域住民との 円滑なコミュニティーの形成は、あと1年では難しいと思われるが、生活拠点コミュニティ形成事業の終期についてどの ように考えているか。

避難地域復興局長

復興公営住宅における地域とのコミュニティー形成については、相互理解を深めるため、対話を重ねながら丁寧に進めていくことが求められており、一定期間の継続した支援が必要である。

現時点で平成30年度までとなっている本事業については、復興公営住宅の整備状況や入居後のコミュニティー形成の状況を踏まえながら、関係機関と連携して今後の支援のあり方について検討していく。

矢吹貢一委員

地域住民と避難者が共存、共栄、共生、共感できる、良好な関係構築に向けてさらなる支援を願う。

次に、応急仮設住宅入居者の新たな住まいの確保についてである。

復興公営住宅の整備や避難指示解除が進んでいる中で、供与期間が終了する応急仮設住宅では、復興公営住宅等への住みかえが進む一方で、建設型仮設住宅においては、全体の入居率が低下し空室が目立つ住宅がふえており、入居者の孤立や防犯上の観点に加え、経年劣化によるふぐあいも生じていることから仮設住宅の集約が進められている。

そのような中、精神的負担の大きい引っ越しをためらったり、新たに借家を求める手続などになれていないために、仮設住宅に残り、次の一歩を踏み出せない避難者がいると耳にする。

そこで、県は応急仮設住宅入居者の新たな住まいの確保に向け、どのように支援していくのか聞く。

避難地域復興局長

高齢者などの一人では住まい探しが困難な避難者に対し、昨年度から住宅事情に詳しいNPO法人に委託し、県内における住まい探しのサポートや転居等に関する手続の補助などの支援を行っている。

さらに新年度には、東京都など、避難者が多い県外の自治体においても、同様の支援を実施する。今後とも関係団体等と連携しながら、避難者の生活再建にしっかりと取り組んでいく。

矢吹貢一委員

次は、風評に負けない力強い農林水産業についてである。

本県の農林水産業は、福島第一原発事故により農作物の出荷制限や漁業における操業停止など大きなダメージを受けた。 事故から7年を経過した現在においても、風評の影響は依然として継続している。今後、本県の農林水産業の振興に取り 組むに当たっては、単に風評を払拭するだけではなく、風評を打ち負かす力強い農林水産業を目指すことによって初めて 「福島県産」の評価、ブランドカが高まるものと考える。このような認識のもと、まずは農業である。

県においては、第三者認証GAP取得等促進事業により、GAP認証を取得する際の費用の補助を行っており、今年度から独自の認証制度、ふくしま県GAP、略称FGAPを創設し、FGAPも含め認証取得は66件が見込まれると聞いている。これらの取り組みは東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給も当面の目標としているが、一過性にとどま

らない先を見据えた継続的な活動が重要となってくると考える。そのためには現地支援に当たる指導者の育成が大切である。

そこで、県は、認証GAPの指導者の育成にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

認証GAPの取得拡大に向け、農林事務所の普及指導員114名、JAグループの営農指導員等約370名に専門研修を実施 し、指導者育成に取り組んできた。

引き続き、認証事例の蓄積と共有、認証GAPの実践者との連携を通じ、生産者により具体的な助言ができる指導者を 育成していく。

矢吹貢一委員

次は、林業についてである。

本県の森林は、97万5,000haと全国4位の広さを有し、県土面積の約7割を占め、まさに森林県と言える。

東京オリンピック・パラリンピックにおいては、主会場の新国立競技場の建設に国産材が使われ、選手村などの各種施設の建設も相次ぎ、木材需要が一気に高まると見られている。大会組織委員会は、木材の調達基準を公表し、認証材の使用を原則としている。

さらに、私の地元いわき市では、昨年10月に東京都港区と協定を締結し、いわき市産の木材の供給促進を図るとしたと ころであり、供給する木材は、森林認証などの認定を受け、森林の確実な更新が担保されるものとしている。

そこで、県は森林認証制度の普及に向け、どのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

森林認証制度は、持続可能な森林経営と林産資源の循環利用を促進する国際的な制度である。先月末現在、約6,300ha が認証済みであり、4月には約6,800haが新規に認証される見込みである。

引き続き、森林組合、林業事業体等へのセミナーや講習会を通じ、認証取得の拡大を促進していく。

矢吹貢一委員

認証された森林の地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の吸収や効果的な木材生産活動など、森林の適正な管理のためには、持続可能な森林整備の基盤となる林道などの整備に向けた一層の取り組みが必要である。

そこで、県は林道及び作業道の整備にどのように取り組んでいくのか聞く。

農林水産部長

森林を守り、有効に活用し、将来的な競争力を確保していくためには、林道や作業道の整備が重要である。そのため、 新年度から、森林資源の蓄積量や詳細な地形情報を把握するレーザー航測の20市町村における実施、林業専用道26路線、 整備延長4,100mの新規着手など、積極的に取り組んでいく。

矢吹貢一委員

次に、水産業についてである。

暖流と寒流がまざり合う本県沖でとれる水産物は「常磐もの」として以前より高い評価を得ていた。

現在、試験操業の水揚げ量は対象魚種や海域の拡大などで徐々に増加しているものの、いまだ本格操業にはほど遠いと感じていたが、平成30年度に水産種苗研究・生産施設の供用が開始されることは、水産業再生の大きな一歩になるものと

期待している。

水産エコラベルについては、高宮議員への答弁において、その取得に向け、取得費用の助成や必要なデータの提供にしっかり取り組むとの発言があった。

そこで、水産エコラベルの現在の取得状況について聞く。

農林水産部長

水産エコラベルの国内認証であるMELが、沖合底びき網のヒラメ、まき網のカツオなど、生産段階認証で13件、水産 エコラベルを添付した魚介類の流通に必要な流通段階認証で7件となっている。さらに、国際認証であるMSCは、ヒラ メなど5つの魚種について予備審査中である。

矢吹貢一委員

代表質問の太田議員への答弁において、水産エコラベルの取得支援等により、水産資源を管理しながら水揚げ金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に着実に取り組むとの答弁があった。

そこで、「ふくしま型漁業」の実現に向け、水産エコラベルをどのように活用していくのか聞く。

農林水産部長

水産エコラベルの取得により生態系に配慮し、鮮度やうまみを維持する魚を傷めない漁獲手法、シャーベット氷などを 用いた輸送技術により、本県産水産物が選択される理由を付加し、震災前の6割の操業で8割の水揚げ量、販売単価の2 割アップにより、水揚げ金額100億円を目指す「ふくしま型漁業」の実現に着実に取り組んでいく。

矢吹貢一委員

各種認証制度の取得によって風評払拭に立ち向かっていく機運の醸成に努めていくとのことだと思うが、風評に負けない農林水産業に向けた部長の所見を最後に聞く。

農林水産部長

風評に負けない力強い農林水産業の実現に向けた部長としての意気込みとのことである。

福島の現状としては、風評が長期化したことによりそれが実体化していることが問題であると私は思っている。具体的に言えば、風評の長期化により量販店の販売棚が失われた、福島米が北陸産の米に変わった、福島牛が九州の産地に取ってかわられなかなか戻らない。一部は回復しているが、そこがなかなか戻らない状況である。

そのため私としては、認証GAPの促進によりGAPの先行者利益を享受すること、2つ目には、保健福祉部と連携しながら認証GAPとHACCPを連携させて信頼のフードチェーンをつくり上げ消費者へ安全を提供すること、3つ目には、福島県産の価格がなかなか戻らないため、その生産力を上げて市場シェアを拡大しプライスリーダーとなることである。本県産の7、8月のキュウリは東京市場の43%で日本一であり、福島のキュウリが全国の価格を形成している。そのようなものをつくっていきたい。4つ目には、消費者のニーズにマッチしたオリジナル品種をつくり本県の優位性を確保していきたい。そして最後には、知事が力を入れている消費者の心に響くパッケージを提供していきたい。

こういったことをしっかり詰めていきたいが、単に県でできるものではないため、生産者団体、漁業団体、流通関係者、 消費者団体といった方々と連携を図りながらしっかり取り組んでいきたい。

矢吹貢一委員

次は、スポーツを通した浜通りの復興についてである。

いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会まで861日となった。東日本大震災からの復興を世界にアピールする絶好の機会でもあることから、このような機を捉え、津波被災地である浜通りの復興をPRし、プラスのイメージに変えていくことが求められている。

こうした中、聖火リレーについては、今後大会組織委員会から都道府県別の日数の割り当てを受け、各都道府県に設置される実行委員会で詳細なルートやランナーの選定作業を進めていくと聞いているが、復興五輪の名のもと、浜通りで聖火リレーを実施し、浜通りの復興をPRすべきと考える。

そこで、聖火リレーは浜通りを縦断するルートを採用すべきと思うが、どうか。

文化スポーツ局長

聖火リレーについては、福島の復興の姿とこれまでの支援に対する感謝を国内外に発信する絶好の機会であるとともに、 県民が直接オリンピックに参加できる貴重な機会でもある。

今後、組織委員会が定める諸条件のもと、本県実行委員会においてルート案を検討する予定であり、浜通りの方々の思いを受けとめ、多くの県民や自治体がかかわり、復興五輪のシンボルとしてふさわしい聖火リレーとなるよう準備を進めていく。

矢吹貢一委員

次は、浜通り復興を加速化するサイクルツーリズムの推進についてである。

いわき市においては、復興のシンボルとすべく、復旧・復興事業により海岸部で整備が進む防潮堤や防災緑地に加え、 臨港道路や市道、県道等を採用したサイクリングロードの整備が計画されており、昨年11月には「ツール・ド・いわき」 や「ツール・ド・かつらお」が開催され、広野・楢葉・富岡の3町をコースとする「ふたばサイクルトレイン」も開催さ れるなど、浜通り地区の各市町村においてサイクリング熱の高まりを見せてきている。これら各地域の活動を有機的につ なげ、浜通り南部地域のみならず浜通り全域に展開することは、浜通りの復興を加速させるとともに、浜通り地域の真の 復興に向けた重要な取り組みとなるものと認識しており、今後検討が進められた場合、ルート設定に当たっては、既存の 県道などを活用していくことが有効であると考える。

そこで、サイクリングルートづくりに資する県道などの環境整備について聞く。

土木部長

サイクリングルートづくりについては、復旧が進む海岸堤防や道路などをつなぎ、福島の魅力や復興の姿を実感しても らうために非常に有効な取り組みであることから、現在、いわき市が計画しているルートの一部区間を担う県道豊間四倉 線などにおいて、路面標示等の必要な対策を行うとしている。

今後も、沿岸の市、町の意向を踏まえ、良好なサイクリング環境が整備できるよう取り組んでいく。

矢吹貢一委員

ルート設定に当たっては、市町村間の調整が一番大切であると思う。私は県がリーダーシップをとってこのルートを設定すべきと思うが、部長の考えを聞く。

土木部長

今後とも関係する市や町はもちろんであるが、それぞれの道路管理者以外の、例えばスポーツ、観光といった関係者とも十分連携、調整を図りながら良好なサイクリング環境が整備できるよう取り組んでいく。

矢吹貢一委員

次は、県内における医師の偏在対策等についてである。

現在、国においては、地域や診療科による医師の偏りに対応するため、医師確保計画の策定を都道府県に義務づける医療法の改正案について、通常国会に提出することが予定されている。医師の配置が偏っていると、必要な医療が特定の地域で受けにくくなったり、医療機関によっては診療科の閉鎖なども招き、また、地域の救急医療体制の逼迫にもつながり、過去には、救急患者のたらい回しなどの事例も各地で発生していたと報じられている。

そのような認識のもと、まずは2次医療圏間における医師の偏在についてである。

県内の医師の状況を見ると、都市部と過疎・中山間地域、病院と診療所の分布、人口の状況など、さまざまな要因によって 2 次医療圏間での医師数に大きな隔たりが生じていると考える。

そこで、県内の2次医療圏間の医師偏在の現状について聞く。

保健福祉部長

医師偏在の現状については、本県全体で深刻な医師不足の状況にある中、特に、中核的医療機関の少ない南会津と県南、原子力災害の影響がより大きい相双、多くの避難者等を受け入れているいわきの各医療圏で医師が少なく、偏在が生じていると受けとめている。

矢吹貢一委員

医師の地域偏在は県全体での統一的な対応が難しく、各地域の実情に応じた対策を速やかに講じなければ、偏在の度合いをさらに加速させる可能性があり、医療法の改正を待つまでもなく直ちに取り組むべき課題である。

そこで、県内の2次医療圏間の医師の偏在を縮小するため、県は今後どのように取り組むのか聞く。

保健福祉部長

医師偏在の縮小については、県立医科大学医学部の入学定員増や修学資金の拡充等による医師の確保のほか、修学資金 被貸与医師の僻地診療所等への配置、災害医療支援寄附講座による医師の重点配置などに取り組んでいる。

今後は、県内公的医療機関等に勤務する修学資金被貸与医師が増加することから、各地域の実情に応じた配置を行うなど、2次医療圏間の偏在の縮小に努めていく。

矢吹貢一委員

医師の偏在是正を進める一方で、医師不足の2次医療圏で既に生じている課題に対応する必要もあると考える。

平成28年の急病による救急搬送人員は4万9,000人を超え、10年前の19年の4万2,643人に対して15%増加している。今後においても高齢社会を背景として増加していくことが予想される。

救急医療機関や救急車ともに限りがある中で、真に救急医療を必要とする重症患者への対応がおくれ、救命率の低下につながることが危惧される。患者の症状に応じた医療機関に搬送され、適切な医療が受けられるよう体制を整備することが重要である。

そこで、救急医療の充実にどのように取り組んでいくのか聞く。

保健福祉部長

救急医療については、消防機関や救急医療を担う病院等をメンバーとするメディカルコントロール協議会を随時開催し、 関係団体相互の連携強化を図るとともに、消防機関や病院等による救急診療情報の共有と救急搬送の最適化を支援するため、救急搬送受入支援システムを開発し、その導入促進に取り組んできた。 今後は、本システムを導入した地域から得られる課題と対策も示しながら、システムの全県的な普及を目指し、救急医療のさらなる充実に取り組んでいく。

矢吹貢一委員

現在、救急搬送件数は年間 7 万5,000件に上り、県民生活に必要不可欠な行政サービスとなっているが、救命効果の向上を図るために、平成 3 年に救急救命士法が制定され、救急救命士が消防署に導入されて以来、静脈路確保、ブドウ糖溶液の投与など救急救命処置の範囲が拡大されてきている。救急需要に対応し、県民のニーズに適切に対応するためには、救急隊 1 隊に救急救命士の資格を有する救急隊員が常時 1 名配置されることが必要であるが、本県の救急救命士が常時救急車に乗車している救急救命士常時運用隊の割合は77.3%と全国平均の91.2%を大きく下回っており、さらに救急救命士の確保を図っていく必要がある。

そこで、救急業務の高度化を図っていくために、県は救急救命士の育成にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

救急救命士の養成については、平成24年度以降、研修実施機関に対し、毎年割り当て人数を上回る研修生の受け入れを働きかけたこと、消防本部に対し養成研修に係る経費の補助に努めたことなどにより、168名の養成につながった。

今後は、引き続き消防本部への財政支援を行うほか、消防学校における専門的な講習の拡充などにより、日々高度化する現場の要請に適切に対応できる救急救命士の育成・確保に努めていく。

矢吹貢一委員

次は、第7次福島県医療計画についてである。

県では、本県の医療分野の基本方針として現行の第6次福島県医療計画を見直し、平成30年度を初年度とする第7次福島県医療計画の策定を進めている。パブリックコメントも終了し、最終的な取りまとめ作業を現在行っていると思う。

太田議員が代表質問において、今後の医療提供体制の充実を同計画にどのように盛り込んでいるか質問したが、医療計画案によると、県全体の基礎病床数、一般、療養については、高齢者の追加などを見据え、現行の1万5,351床より1割増加の1万7,003床となっている。医療圏ごとの内訳を見ると、県北、県中、県南及び会津、南会津医療圏の基準病床数は増加しているが、一方で、いわき医療圏においては現行の3,069床から2,746床と1割の減少となっている。

いわき医療圏の基準病床数が減少した要因は、在宅医療を重視する観点から、療養病床の入院患者のうち症状の軽い患者については将来的に介護施設や在宅等での対応が可能であるとみなして基準病床数の策定が行われているためと聞いている。その結果、他の医療圏に比べて療養病床の割合が高いいわき医療圏は基準病床数が大きく減少となった。しかし、いわき医療圏においては、今後増加する在宅医療患者を支える体制が十分に整っているとは言えず、早急な対応が必要と考える。

そこで、いわき医療圏の在宅医療を充実させるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

いわき医療圏の在宅医療については、訪問診療に取り組む診療所等に対し、医療機器などの整備を支援するとともに、 患者が病院から在宅等に移行する際の医療・介護関係者等によるルールづくりや、その運用について指導助言してきた。 今後は、これらの取り組みに加え、今月末に開催するいわき地域医療構想調整会議において、在宅医療をめぐる構想の 具現化に向けた議論に着手することとしており、調整会議での意見も踏まえながら在宅医療の充実に努めていく。

矢吹貢一委員

いわき医療圏においては、病院医師数が少ないこと、准看護師数に比べ正看護師数が少ないことなどにより、急性期や 回復期を担う病床の施設基準を維持できず、他の医療圏に比べて療養病床が多くならざるを得ない状況にあった。今回の 基準病床数の見直しにより、いわき医療圏の医療提供体制に支障が生じないか私は大変危惧している。その点について聞 く。

保健福祉部長

いわきにおいて医療人材、医師が不足し、医師の高齢化も進んでいる現状が今回の結果に非常にあらわれていて、急性 期や回復期の病床数はふやさなくてはならないが、療養期は減らさなくてはならないとの数字が出ている。

これらの基本的な解決策としてはやはり人材の確保である。いわきにおいて看護学部がふえていること、また、いわき の高齢化する医師について、新年度から承継などが円滑にできる取り組みをスタートさせるなど、まずは医師や医療スタッフの確保に向け努力していく。

なお、この療養病床は全国統一の計算式に基づいて出ている結果である。療養から在宅へとの流れは全県においても同じで、各医療圏でも同様に関係者と今後のあるべき病床の姿について議論していきたい。

矢吹貢一委員

最後に、夏井川の河口閉塞対策についてである。

夏井川では、堆砂による河口閉塞が慢性化しており、出水時には夏井川の洪水が夏井川河口部で合流する横川へ逆流し、雨が降りやんでも長時間にわたり水位が高いまま下がらない状況である。このため、平成28年8月の台風9号接近時には、避難勧告が発令され、約2,500世帯、7,000人に影響があった。このことから県は、河口閉塞についての対処方法を検討すべく、学識経験者を交えた夏井川河口部治水対策技術検討会を設置し、先ごろ第4回目の検討会が終了したと聞いている。そこで、県は今後夏井川の河口閉塞対策にどのように取り組んでいくのか聞く。

土木部長

夏井川の河口閉塞対策については、先日開催された技術検討会において、横川への逆流を防止し、夏井川の河川水を海に流れやすくする水門工の設置などの工法が了承された。

新年度は、実施に向けた調査や設計を進め、地域住民等の理解を得ながら、早期に着手できるよう取り組んでいく。

矢吹貢一委員

近年、全国各地で気象災害が激甚化し、甚大な被害に見舞われているため、防災、減災対策の意味で夏井川の河口閉塞 をさらに進めるよう願い、私の質問を終わる。